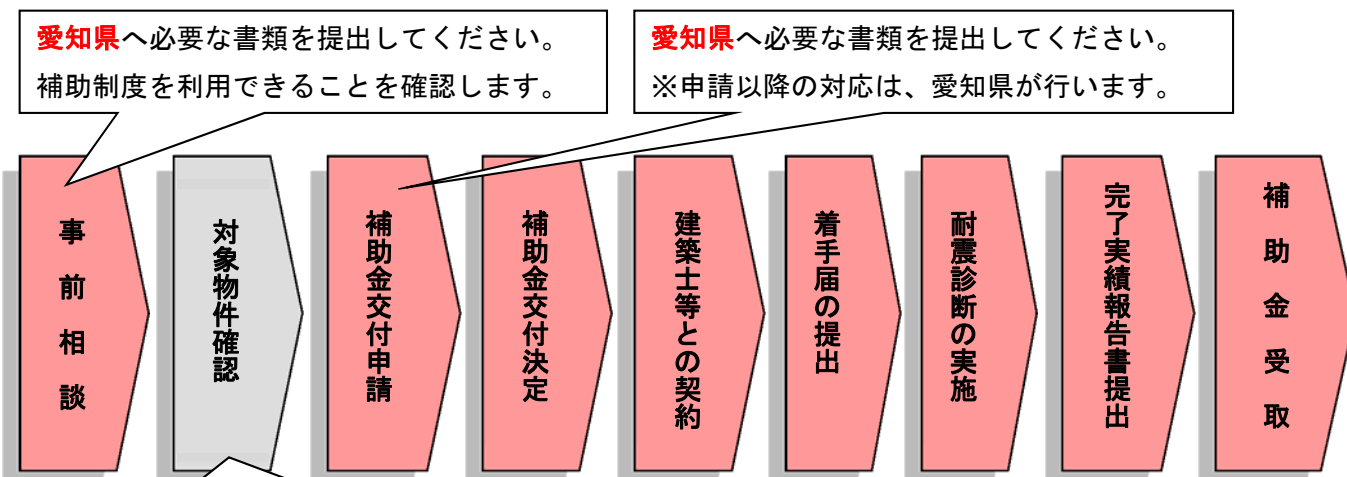


## 助成制度(耐震診断)の流れは？ 契約する前に申請・交付決定が必要です。

### 【手続きの概略フロー図】



※愛知県との事前相談及び名古屋市の対象物件確認の手続き完了後に、補助金の交付申請が必要です。

補助金交付決定以前に、既に診断に着手(契約締結)している場合には、補助対象とならず、補助金を受けられませんので十分ご注意ください。

なお、診断実施者については、資格要件(建築士かつ登録診断講習受講者)があります。

### 手続きに必要な書類等は？(耐震診断の場合)

- 事前相談 ⇒ 愛知県住宅計画課へ(電話: 052-954-6549)
  - 事前相談申込書(愛知県の様式第1)、国が定める確認書(名古屋市へ提出する前のもの)
  - 付近見取り図、配置図、各階平面図
  - 立面図又は断面図(建物の高さ、階数がわかるもの)
  - 現況外観写真(対象建築物がわかるもの)
  - 建物の登記事項証明書(所有者の住所・氏名を確認できる書類)
  - 建築確認通知書の写し及び検査済証の写し(同等のもの)
- 対象物件確認 ⇒ 名古屋市耐震化支援室へ
  - 申請書(名古屋市の様式第1号)、国が定める確認書
  - 案内図、配置図、各階平面図、面積表、断面図及び現況外観写真
  - 固定資産税・都市計画税課税明細書(家屋)の写し、建物の登記事項証明書の写し等の所有者であることを証明するもの
  - 建築確認通知書の写し又は検査済証の写し等の昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明するもの(増築等している場合は、併せてその経緯がわかるもの)
  - 前面道路と建築物の高さ関係から倒壊時に道路の通行を妨げるおそれがある建築物であることがわかる資料(断面図又は立面図に幅員、高さ、45度斜線等を示したもの)

要綱・様式のダウンロード <http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000061577.html>

## 指定道路の沿道建築物について、耐震診断の実施が義務付けられました！

耐震改修促進法改正及び愛知県建築物耐震改修促進計画(あいち建築減災プラン2020)の改定により、地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路が指定されました。

- 指定された道路 愛知県内 50路線、延長約873km  
(内、名古屋市内の道路 23路線、延長約190km)

### 耐震診断義務化の対象となる建築物は？

- 耐震診断が義務付けられる対象建築物  
(要安全確認計画記載建築物(法第7条第2号))  
対象路線沿道にある昭和56年5月31日以前に建築着工された旧耐震建築物で、倒壊時に道路の通行を妨げるおそれのある建築物  
《※対象路線や要件の詳細については裏面をご覧ください。》

### 該当するとどうなる？

- 対象建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成31年3月31日までに所管行政庁(名古屋市)に報告していただく必要があります。  
※既に耐震診断や耐震改修が済んでいる建築物も対象で、診断結果等を報告いただく必要があります。
- 耐震診断を行う場合、その費用を補助します。
- 耐震診断の結果等は公表されます。
- 耐震診断やその報告が実施されない場合等は、建物名称等の公表、診断の命令、罰金等が科せられることがあります。

問合せ先 名古屋市住宅都市局 耐震化支援室(西庁舎3階)  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電話 972-2773 FAX 972-4179

# 耐震診断義務付け対象路線図



## 耐震診断義務付け路線一覧

① 国道1号	⑨ 国道247号	⑰ (主)金城埠頭線
② 国道19号	⑩ 国道302号	⑱ (一)田畑名古屋線 (県道215号)
③ 国道22号	⑪ (主)名古屋中環状線 (県道59号)	⑲ (一)港中川線 (県道227号)
④ 国道23号	⑫ (主)名古屋多治見線 (県道15号)	⑳ (都)矢場町線
⑤ 国道41号	⑬ (主)名古屋長久手線 (県道60号)	㉑ (都)名古屋環状線
⑥ 国道153号	⑭ (主)名古屋津島線 (県道68号)	㉒ (都)東志賀町線
⑦ 国道154号	⑮ (主)名古屋環状線	㉓ (都)大津町線
⑧ 国道155号	⑯ (主)堀田高岳線	

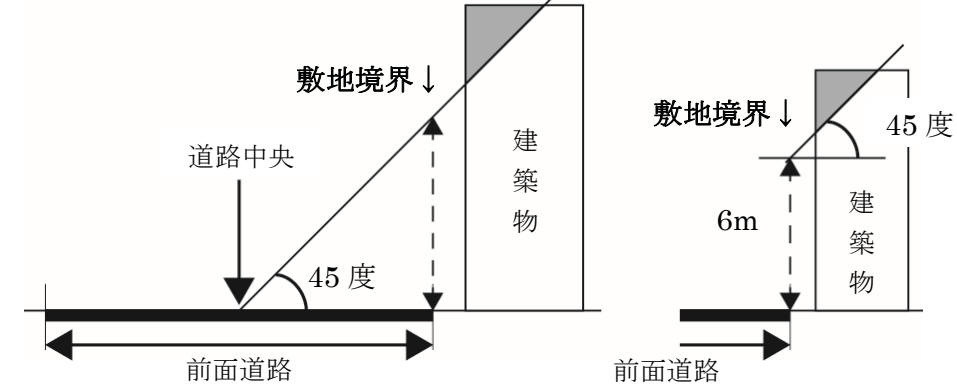
(主)：主要地方道、(一)：一般県道、(都)：都市計画道路

## 倒壊時に道路の通行を妨げるおそれがある建築物とは？

高さが45度斜線にかかる建築物（用途、規模は問わない）

(道路幅員が12mを超える場合)

(道路幅員が12m以下の場合)



## 助成制度(耐震診断)の内容は？ ※県の制度

### 【耐震診断】

耐震診断費用は、**原則として全額公的補助**で所有者負担はありません。

ただし、国が定めた標準的な耐震診断を想定したものであるため、図面が無いあるいは複雑な構造の場合等は自己負担が生じる場合があります（面積上限あり）。

詳しくは、愛知県住宅計画課防災まちづくりグループまでお問い合わせ下さい。

(電話：052-954-6549)

## 助成制度(耐震改修設計・工事)の内容は？ ※市の制度

【耐震改修設計】 次のいずれか低い額を限度に助成します。

- ・耐震改修設計に要する費用の3分の2
- ・4,000,000円

【耐震改修工事】 次のいずれか低い額を限度に助成します。

- ・耐震改修工事に要する費用の3分の2
- ・延べ面積に（マンションの場合）49,300円/㎡\*を乗じた額の3分の2
- ※マンション以外の住宅 33,500円/㎡、住宅以外の建築物 50,300円/㎡
- ・55,000,000円

### ※留意事項

・上記助成区分のいずれにも、別途、国の上乗せ助成があります。

・補助対象事業費と上記助成限度額の割合により変動するため、一定比率とはなりません。概ねの目安として、改修設計で6分の1、改修工事で最大15分の1を加算して、助成される場合があります。

なお、当該上乗せ助成は、期間限定の措置となります。**耐震改修工事に対する補助については、平成30年度末までに耐震改修設計に着手することが要件**になりますので、ご注意ください。

平成28年度  
に創設